



島根県報

平成28年5月27日（金）

第2,804号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 3

保安林の指定の解除 (") 4

県が管理する港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務の委託 (港 湾 空 港 課) 4

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請 (農 業 経 営 課) 5

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 5

【人委規則】

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則 5

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定 (警 察 本 部) 6
する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成28年6月1日から施行することとした。

規**則**

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「建築物」の次に「（第3項において「病院等」という。）」を加え、同条第3項ただし書中「ただし、」の次に「政令第16条第1項各号及びこの条」を加え、同項第1号中「第1項第1号」を「政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院等を除く。）並びに第1項第1号」に、「平成22年」を「平成28年」に改め、同項第2号中「第1項第2号」を「政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（病院等に限り。）及び第1項第2号」に、「平成21年」を「平成30年」に改め、同項第3号中「第1項第3号」を「政令第16条第1項第1号、第2号、第4号（学校の用途に供する建築物を除く。）及び第5号に掲げる建築物並びに第1項第3号」に、「平成23年」を「平成29年」に改め、同条第4項中「以内に」の次に「政令第16条第1項の建築物及び」を加える。

第10条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「第1項の知事が指定する建築設備又は工作物に係る」を削り、「第6条の3第2項第8号」の次に「及び第9号」を加え、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 小荷物専用昇降機及び防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する同法第12条第3項の規定による報告に対するこの規則による改正後の島根県建築基準法施行細則第10条第1項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで」とあるのは、「平成28年6月1日から平成31年5月31日まで」とする。

告**示****島根県告示第395号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
昭和医院	大田市大田町大田イ127	平成28年 4 月 2 日
すたに呼吸器内科クリニック	出雲市塩冶神前二丁目 1 番22号	平成28年 5 月 1 日
けやき通り歯科クリニック	松江市浜乃木 6-1-36	平成28年 5 月 1 日
ひで歯科医院	出雲市駅南町 1-9-3	平成28年 5 月 6 日
クローバー歯科	出雲市渡橋町1066 イオンモール出雲 1 階	平成28年 5 月 1 日
山本歯科医院	出雲市下古志町700-5	平成28年 5 月 1 日
ウエーブ健康堂薬局	江津市嘉久志町2306-27	平成28年 4 月 1 日
エスマイル薬局東出雲店	松江市東出雲町揖屋1180-8	平成28年 5 月 1 日
クローバー薬局	松江市大庭町1801-2	平成28年 4 月 27 日
ファーマシィ薬局神前	出雲市塩冶神前二丁目 1 番25号	平成28年 5 月 1 日
訪問看護ステーション コミケア	雲南市三刀屋町三刀屋1065	平成28年 5 月 1 日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション松江	松江市学園南二丁目11番46号	平成28年 4 月 1 日
訪問看護ステーション ココ・リハ出雲	出雲市西平田町104-3	平成28年 4 月 16 日

島根県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 5 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
昭和医院	大田市大田町大田イ127	平成28年 4 月 1 日
いしはら歯科	仁多郡奥出雲町下横田421-4	平成28年 4 月 1 日
山本歯科医院	出雲市下古志町773-3	平成28年 5 月 1 日
まつだ歯科医院	出雲市駅南町 1-9-3	平成28年 4 月 21 日
有限会社 江津健康堂薬局	江津市嘉久志町2306-27	平成28年 3 月 31 日
天満ゆい薬局	浜田市天満町24-1	平成28年 4 月 1 日

島根県告示第397号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町江尾565-6から565-8まで、568-17から568-19まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第398号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川本1351-1、1355-7、3036-1、3036-2、3036-7、3037-1、3043-2から3043-5まで、3045-1、3046、3047-3、3050-1、3050-2、3053-8、3053-9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂1117-36

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第400号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県管理港湾久手港及び温泉津港の港湾施設に係る使用料の徴収及び収納事務を平成28年4月1日から大田市静間町2075番地漁業協同組合JFしまね大田支所に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
椋木 猛	益田市美濃地町イ306-3	益田市美濃地町イ173-2外12筆

2 申請年月日

平成28年5月18日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成28年10月4日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

浜田市、大田市

人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第27号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則（昭和37年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「理学療法士」を「理学療法士」に改める。

作業療法士」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第60号

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲について、次のとおり定め、平成28年5月27日から施行し、同年4月14日から適用する。

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲（平成24年島根県公安委員会告示第28号）は、廃止する。

平成28年5月27日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 災害の名称

条例第6条第2項に規定する「著しく激甚な災害」は、平成28年熊本地震とする。

2 手数料の免除対象者

条例第6条第2項に規定する「公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者」は、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所を有する者であって、島根県内に避難し、又は住居を移転したものとする。